

八潮市分別収集計画

平成29年度～平成33年度

平成28年6月10日

1 計画策定の意義

本市は、埼玉県の東南部に位置し、東京都心から15キロメートル圏内にある。近年では、つくばエクスプレスの開業に伴い、八潮駅を中心に都市機能の集積が進み、人口が増加傾向にある。

こうした中、「住みやすさナンバー1のまち八潮」を目指し、清潔で綺麗なまちづくりを目的に、ごみの分別排出の徹底と減量化、資源化を、より一層推進することが求められており、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要となっている。

本計画は、このような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第8条の規定に基づいて、一般廃棄物の大宗を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、市民、事業者、行政のそれぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにするとともに、これを公表し、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画により、容器包装廃棄物の3Rを推進するとともに、廃棄物の減量、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成に資するものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ① 容器包装廃棄物の発生抑制、再使用、リサイクルを基本とした地域社会づくり
- ② 市民、事業者及び市が一体となったごみの排出抑制、資源化の促進
- ③ ごみの排出抑制とリサイクルを主とした循環型社会の構築

3 計画期間

本計画の計画期間は平成29年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定する。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、ペットボトル、白色トレイを対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み(法第8条第2項第1号)

	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
容器包装廃棄物	6,283t	6,302t	6,321t	6,340t	6,359t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するため、以下の方策を実施する。なお、実施に当たっては、市民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

(1) 多様な啓発活動の実施

広報やしおに廃棄物に関する記事を掲載するとともに、ごみカレンダー等を配布し、排出方法、分別等について、啓発する。

リサイクルプラザにおける市民を対象とした見学会の開催や、小学生を対象とした社会科見学を実施するほか、ごみ啓発ポスター・標語の募集等を行い、啓発に努める。

(2) 容器包装廃棄物の減量化

マイバック運動を推進することにより、レジ袋の削減を促し、容器包装廃棄物の減量化を図る。

また、商品の簡易包装について、商店、スーパーマーケット等に協力要請に努め、小売包装の簡素化等による容器包装廃棄物の減量化を図る。

(3) リサイクルフェアの開催

ごみの減量化、資源化を市民に呼びかけ、限りある資源の有効利用を促進するため、リサイクルフェアを開催し、市民参加によるごみ問題の啓発に努める。

(4) 八潮市廃棄物減量等推進審議会

市民団体の代表者、知識経験者、事業者及び廃棄物再生事業者を持って組織する八潮市廃棄物減量等推進審議会における、廃棄物の減量化、資源化等の審議を通じ、施策の充実を図る。

(5) ごみ袋の透明・半透明

ごみ袋の透明・半透明化により、分別の徹底化、作業員の安全確保を図る。

(6) 集団回収の促進

住民団体による資源ごみの集団回収を促進するため、奨励金を交付する。

(7) 町内清掃活動等への支援

町会・自治会、事業所等による地域美化推進事業や、八潮市民美化運動推進協議会によるゴミゼロ運動、各種団体等による清掃活動を支援する。

(8) その他

リサイクル商品の積極的な使用やフリーマーケット等を支援することにより、廃棄物の排出抑制、減量化を促進する。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分(法第8条第2項第3号)

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類及び収集に係る分別の区分は、下表のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶
主として ガラス製の容器 無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	びん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのも の(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	牛乳パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのも の	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のも の	白色の発泡スチロール製食品トレイ(以下「白色トレイ」と表記)

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量
及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の
量の見込み (法第8条第2項第4号)

	29年度		30年度		31年度		32年度		33年度	
主としてスチール製の容器	199t		193t		186t		180t		174t	
主としてアルミ製の容器	205t		223t		243t		264t		287t	
無色のガラス製容器	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	301t		300t		298t		297t		296t	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
	0 t	301t	0 t	300t	0 t	298t	0 t	297t	0 t	296t
茶色のガラス製容器	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	258t		262t		265t		269t		273t	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
	0 t	258t	0 t	262t	0 t	265t	0 t	269t	0 t	273t
その他のガラス製容器	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	185t		192t		199t		207t		215t	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
	185t	0 t	192t	0 t	199t	0 t	207t	0 t	215t	0 t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	45t		49t		53t		57t		61t	
主として段ボール製の容器	587t		612t		641t		673t		709t	
主としてポリエチレンテレフタレート(PFT)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	207t		207t		207t		206t		206t	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
	0 t	207t	0 t	207t	0 t	207t	0 t	206t	0 t	206t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	1t		1t		1t		1t		1t	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
	0 t	1t	0 t	1t	0 t	1t	0 t	1t	0 t	1t
(うち白色トレイ)	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	1t		1t		1t		1t		1t	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
	0 t	1t	0 t	1t	0 t	1t	0 t	1t	0 t	1t

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

= 「過去の分別基準適合物等の収集実績」又は「過去の分別基準適合物等の収集実績×人口変動率」により算出。詳細は、別添資料のとおり。

また、人口変動率は、過去の実績等を勘案し、次のとおり設定した。

平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度
87,559 人 (対前年度比) 0.73%増	88,198 人 (対前年度比) 0.73%増	88,842 人 (対前年度比) 0.73%増	89,491 人 (対前年度比) 0.73%増	90,144 人 (対前年度比) 0.73%増

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項(法第8条第2項第5号)

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

なお、現在、町会・自治会や市民団体による集団回収が進んでいる飲料用紙製容器については、引き続きこれらの団体が分別収集を実施することとする。

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項(法第8条第2項第6号)

分別収集の用に供する施設は、現行の施設を活用して行う。

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

(法第8条第2項第7号)

- ① 市民や事業者の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくため、市民や事業者で構成された八潮市廃棄物減量等推進審議会を活用する。
- ② ごみの分別排出を徹底するため、「ごみの正しい分け方・出し方」を作成し、全戸配布する。
- ③ 市民団体による集団回収を促進するため、奨励金を交付する。